

11/19、団体交渉開催される！ 機構の回答は、給与改定なし！一時金切り下げ！

11月19日、団体交渉が行われ、給与改定と12月一時金の回答がありました。給与改定は人事院勧告どおりに閣議決定された国家公務員の改定とまったく同じで、改定なしの回答でした。また、12月一時金は0.1ヶ月の切り下げ回答でした。労組はこの回答に対して、理由について言及するよう要求したところ、給与改定に関しては、「社会一般の情勢」や「国家公務員の給与水準」など、自主性の感じられない理由を述べるにとどまりました。また、一時金に関しても、国家公務員に比べ出ている部分を削減していくと述べるのみで、同様に自主性のないものでした。

こんな切り下げなんて必要ない！

19年度の原子力機構の給与の公開では事務・技術系職員のラスパイレース指数は119.7、研究系職員は107.0であり、どちらも著しく高いとは言えません。実際に22年度までの目標もそれぞれ118.9、106.0としています。「社会一般の情勢」というならば、対民間ラスパイレース指数はすでには94.9であり、民間よりも低い水準であるとしています。また、一時金において、もともと国家公務員より0.3か月分高い部分は業績手当分であり、19年度の文科省評価委員会の評価もひとつBがあるものの、他はSかAであり、減らす理由はありません。このように、減らす理由がないのに減らしては、22年度に設定したラスパイレース指数の目標を下回ることになってしまいます。国家公務員より出ているという理由で削られては、そのうち、国家公務員と同じ、つまり、ラスパイレース指数を100にするということになってしまいます。

確かに、多くの法人で6月期、12月期の一時金合計で0.1ヶ月分の切り下げ回答がされていますが、一部の自主性のある法人では、上記のようなラスパイレース指数の観点から、0.1ヶ月よりも下げ幅の少ない回答がされているようです。

機構は納得できる説明を！

今回の団交における機構の説明は、すべて「国家公務員に比べて」というもので自主性のないものでした。これではがんばってきた職員が納得できる説明ではありません。19年度の文科省評価委員会の評価もひとつBがあるだけで、他はSかAであり、

このような評価を勝ち取るために職員が努力してきたことに報いていません。たとえ、今回のような回答をするとしても、職員に対しての説明が、「皆さんの頑張りには関係なく、とにかく、国家公務員に対する比較だけで決めました。」というのでは、到底納得できるものではありません。

臨時職員に対する一時金は例年通り！

団交の中、機構は臨時職員に対する一時金も回答しました。例年通りの回答となっており、たとえば、6月2日から12月1日までの出勤日数が100日以上の場合、32日分という回答でした。労組は、臨時職員の給与に対しても、経験年数に応じて増額するよう、今後も要求していきます。

機構、労使交渉の差別は好ましくないと述べる！

団交の席上、労組は、政法連による特法連に対する差別についての意見を聞きました。最近、政法連は特法連と政労連を同等にあつかわない交渉を行おうとしていました。機構は政法連のメンバーであり、原研労組は特法連のメンバー、原子力ユニオンは政労連のメンバーです。政法連が特法連と政労連を同等に扱わないというのは、機構が原研労組と原子力ユニオンを同等に扱わないのと同じことです。石村理事は団交の席上、労組の質問に対し、労使交渉において機構の2つの組合を差別的に扱うのは好ましくないと言及しました。

理事はどこに勤務しているのでしょうか！

19年度の給与の公開で理事長以下、理事等の給与も公開されています。その中で不思議なのは、地域手当が理事によって非常にばらつきがあり、また、一部の理事は相当高い地域手当が支給されていることがわかります。これに対し、労組は、団交の席上、理事の地域手当は職員と異なるかと質問しました。その結果、理事等の地域手当は、原子力機構の職員に対するものとは異なり、国家公務員に近いものになっていると機構は述べています。国家公務員に近いと言うことは、地域手当も地域によって大きな格差があり、勤務地で大きく変わってきます。理事等はいろいろな場所で仕事をしていることが想像され、どうやって勤務地を決め、地域手当を決めているかなど、今後、明らかにしていきます。